

もりやま障害福祉プラン 2024（仮称）策定支援業務 仕 様 書

1 総則

本業務の履行にあたっては、本業務を委託する守山市を委託者とし、本業務を受託する業者を受託者とし、本仕様書に基づき実施するものとする。

2 目的

本業務は、障害者基本法に基づく現行障害者計画（計画年度 令和 3～8 年度）について、国における障害福祉制度改革、社会福祉法改正、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行等を踏まえ、中間年における見直し（改定）を行う。

また、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画（現行：令和 3～令和 5 年度）についても、策定を行う。

さらに、児童福祉法に基づく障害児福祉計画についても、新たに令和 6～8 年度の 3 ヶ年における障害児通所支援および障害児相談支援等の円滑な実施に関する計画を策定する。

本業務は、これらの計画の策定に係る情報収集、アンケート結果および現状分析、会議支援、見込み量の設定等を委託することにより、着実かつ効率的に計画を策定することを目的とする。（計画の法定策定義務あり。）

- ※ 障害者計画…障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する計画（策定義務あり）
- ※ 障害福祉計画…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条に規定する計画（策定義務あり）
- ※ 障害児福祉計画…児童福祉法第 33 条の第 20 第 1 項に規定する計画（策定義務あり）

3 業務の概要

本業務の概要は、別紙「もりやま障害福祉プラン 2024 策定概要」とし、その他本業務に関連し、受託者は委託者が別途に指示したものを業務とする。

4 協議打合わせ

- (1) 本業務の委託者の担当課は、健康福祉部障害福祉課とする。本業務の連絡調整については、緊密に行うこととし、必要に応じ課内の打ち合わせ会議にも出席するものとする。また、障害福祉課からの求めに応じ、専門的な立場でアドバイス等の支援をするものとする。
- (2) 本業務の支援について、当課の作業に支障をきたすことのないよう、人員体制等、万全の業務実施体制を整えること。

(3) 受託者は、契約締結後、速やかに作業工程を作成し、委託者と協議の上、業務に着手すること。

5 疑義

本業務履行期間中に疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議し、その指示に従う。

6 履行期限

本業務の履行期限は、契約締結日から令和6年3月29日までとする。

7 計画準備および情報収集

受託者は、業務全般を把握の上、必要な人員や器材を準備し、併せて資料収集および整理を行う。

8 委託内容

委託者が受託者に委託する内容は、3業務の概要に規定する「もりやま障害福祉プラン2024（仮称）策定概要」の内容に基づくものとする。計画策定業務の基本方針の決定、守山市障害者施策推進協議会の運営、種々調査の評価、計画全体の取りまとめなど、計画策定業務の基幹部分を障害福祉課で行うなかで、関連情報の収集、アンケート結果の集計・整理・分析、計画の理念・施策体系作りの支援、会議支援など、次のとおり計画策定に係る支援業務を受託者が行い、関係成果品を納品することとする。

ア 計画期間等

(1) 第7期守山市障害福祉計画の策定（3カ年計画）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）や同法第87条の規定により定められる基本指針に基づき、障害福祉サービスの見込量や基盤整備、数値目標等について検討、集約するとともに、そこから、法定障害福祉サービスや地域生活支援事業等必要とされる施策の方向性等を検討し、事業所等のサービス提供基盤の確保に向けた計画を策定する。

(2) 第3期守山市障害児福祉計画の策定（3か年計画）令和6～8年度の3か年

(3) 第3期守山市障害者計画の改訂（中・長期計画）

現行の守山市障害者計画の計画期間は令和3年度から令和8年度までの6カ年の中・長期間の計画である。国県の障害福祉施策の動向を反映しながら、守山市の地域性を重視した施策の展開できるよう上記障害福祉計画と一体化した計画として見直しをはかる。

イ 計画項目（計画理念・施策体系）の検討

計画策定にあたっては、法、計画策定指針、その他関連施策の動向を踏まえつつ、

障害福祉施策の変遷に留意し、現行計画の理念等を継承する中で、現代の実態やニーズに沿った計画となるよう、受託者と協議・検討のうえ、また、守山市障害者施策推進協議会等での検討を踏まえ、作成していくこととする。

ウ 数値目標の設定

数値目標については、計画策定指針等を踏まえつつ、イにより作成された事項の重要施策について、滋賀県の障害者プラン等における数値目標との整合を図る中で設定する。

エ 計画骨子づくり

当事者団体・障害福祉サービス事業者対象アンケート調査（令和4年度実施）等のニーズ調査等の分析結果、および本市における課題抽出や現状分析の取りまとめを行い、イ、ウを基に、本市や湖南地域、滋賀県の重要施策の推進方策を具体的に記述するなど、計画の骨子を作成する。

オ 会議の支援

守山市障害者施策推進協議会等において、内容や必要に応じて、会議へ出席し、助言・意見集約等の支援を行う。

カ 計画書の編集

守山市障害者施策推進協議会等での検討結果、当課との協議・検討結果を整理し、計画書の編集を行う。

イ 障害福祉サービス等実績調査（法定サービス分）

(ア) 概要

障害者自立支援法および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの給付実績についての調査である。

(イ) 調査方法

委託者が提供する給付実績を集計、分類し、分析を加える。

(ウ) 見込み量の推計

守山市の状況や近隣市町の状況等を勘案し、令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービス見込み量を推計する。

ウ 障害福祉サービス等実績調査（法定外サービス分）

(ア) 概要

広域および守山市が単独で行っている障害福祉サービスの給付実績についての調査である。

(イ) 調査方法

委託者が提供する給付実績を集計、分類し、分析を加える。

(ウ) 見込み量の推計

守山市の状況や近隣市町の状況等を勘案し、令和6年度から令和8年度までの障

害福祉サービス見込み量を推計する。

エ その他、障害福祉施策の調査

(ア) 概要

障害者計画における、横断的で広範な障害福祉施策の調査である。

(イ) 調査方法

調査方法等は、受託者の提案を基に、委託者受託者協議して定め、結果に分析を加える。

(ウ) 施策の提案

守山市の状況や近隣市町の状況等を勘案し、中・長期的に実施が望まれる障害福祉施策を提案する。

オ 調査報告書

調査終了後、各分析をとりまとめ、報告書を作成する。

(3) その他、資料作成

パブリックコメント等、計画に関係する資料の作成および提供、調査を行うこととし、各内容は委託者受託者協議して定める。

9 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

(1) 下記資料の電子データ（編集可能なデータ（word/excel 形式等）と編集不可なデータ（PDF 形式等）とし、電子媒体（CD 等）に収めたもの 2部）

ア もりやま障害福祉プラン 2024(守山市障害者計画・守山市障害福祉計画・守山市障害児福祉計画)

(ア) 本編

A4 版 150 頁程

(イ) 概要版

A4 版 12 頁程

イ 調査結果報告書

A4 版 50 頁程

ウ その他関係資料一式

(2) 成果品、提供された資料、その他すべての資料は、すべて委託者に帰属し、受託者は、委託者の許可なく使用してはならない。

10 役割分担（案）

計画策定の全体にあって、委託者と受託者の役割分担案の概要は以下のとおりとする。

【委託者と受託者との役割分担】

主な業務内容	委託者（市）	受託者（コンサル）
プラン改定業務の基本方針決定	○	△
障害者施策推進協議会の運営	○	△
ニーズ調査の取りまとめ・分析等	△	○
パブリックコメントの実施	○	△
関係機関との連絡調整・情報収集	○	△
計画の基本理念・施策体系等の検討	○	△
障害福祉サービス利用実績の分析、 利用見込量の推計	△	○
その他施策調査に関すること	△	○
改定プラン案の文章、表、グラフなど の作成業務	△	○
全体改定プラン案の取りまとめ	○	△

○＝主担当、△＝指示(市)、助言・指導・事務作業等(業者)

11 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項または疑義が生じた事項については、速やかに協議をし、委託者の指示に従うものとする。
- (2) 作業終了後、成果品に誤りがあった場合には、受託者は、責任をもって直ちにその誤りを訂正しなければならない。
- (3) 進捗状況
受託者は、業務の進捗状況を随時、委託者に対して報告をするものとする。
- (4) 秘密の保持
受託者は、本業務に関して知りえたすべての事項については、他に情報の漏洩をしてはならない。また、本業務の遂行に用いた諸集計および成果品等を委託者の許可なく公表もしくは貸与してはならない。
- (5) 検査
受託者は、本作業終了後に委託者による成果品の検査を受けなければならない。この場合、受託者は、検査の結果、訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。